

2023年5月29日 改定
2021年5月17日 改定
2021年3月15日 作成

新型コロナウイルス感染症防御に配慮した実習等に関する運営指針

神戸大学医学部附属病院長 眞庭謙昌

神戸大学医学部附属病院は、次世代を担う医療従事者を育成する責務を有しており、各部門で実習等の受け入れを行っています。新型コロナウイルス感染症に対する配慮が必要な状況下での実習生等受け入れについては、以下の指針に基づいて行います。

なお、臨地実習・研修の必要性については、依頼元大学等と受入部門で十分検討を行い、卒業要件等必要科目を中心とし、新型コロナウイルス感染症防御に配慮した実習・研修プログラムを作成します。

【全体を通して】

1. 医学科の臨床実習レベルの指針に準ずること（レベルについては別紙1参照）。
2. 実習生等のマスク等は所属する機関、施設もしくは各自で用意すること。

【実習生等の責務】

1. 普段の生活においても医療従事者を目指す者としての自覚を持って自己の体調管理に努めること。
2. 実習開始2週間前から実習期間中は、来院の有無にかかわらず健康管理票に必要事項を記載し、来院日の実習開始時間までに指定の方法により健康管理および感染予防対策状況を報告すること。該当する症状がある場合は、自宅待機し、遅延なく実習責任者に連絡して指示を待つこと。
3. 実習開始2週間前から、神戸大学医学部附属病院の会食制限を遵守して実習に参加すること。
4. 各自が新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努め、急な方針決定にも余裕を持って対応できるよう準備しておくこと。
5. 来院・実習中・帰宅時のマスク着用を遵守すること。また、実習場所への入退室時、機器等への接触時、患者との接触時は手洗いまたは手指消毒を徹底すること。

【実習形態】

1. 患者との対面実習の際、患者と実習生等の1m以上の間隔の確保、双方のマスク着用、実習生等の手洗い・手指消毒（病室への入退室時とWHOの5つのタイミング）を各実習受入部署指導者が確認することとする。患者と実習生等の間隔が1m以上確保できない場合の接触時間は、必要最小限とする。
2. 原因が特定されていない発熱や呼吸器症状等を有した患者、マスクや手指消毒ができない患者は原則として対面実習の対象としない。
ただし、実習内容上、マスクを着用できない患者を対象とする必要がある場合はアイシールドとN95マスクの着用等で対応する。

【前施設での実習に関する留意事項】

感染者が収容されていないはずの病棟（実習場所）で、監督者が排泄介助等の際に適切なPPE着用を実習生等に指導し、管理している状況であれば、実習施設が異なる際の実習間で

2週間のインターバルを取ることは不要である。但し、①②の徹底が必要である。

- ① 感染対策を徹底し、濃厚接触者とならないようにする。
 - 実習生等への事前の教育と当院では最新版の環境感染学会のガイドラインを参考にした感染対策は徹底する
 - ※ ガイドラインについては、
http://www.kankyokansen.org/modules/publication/index.php?content_id=10
参照
 - 実習対象者に対応する時は、不織布マスク、アイシールドを装着する。
 - 相手が不織布マスクを着用できない高齢者や小児の実習や直接体に接触する実習（バイタルサインの測定含む）においては濃厚接触にならないようにアイシールド、N95 マスクに加え、袖付きガウンを着用する。
 - ② 依頼元大学等教員と密に連携をとり、前施設で感染者（疑い例含む）が発生した場合、迅速な情報共有と当院での実習レベルを検討し、適宜、実習レベルを変更する。
- ※ 直前の実習で患者宅において訪問看護実習等の実習を行った場合について、不織布マスク、アイシールドを装着していればインターバルは不要であるが、実習後に発熱等の症状が生じた場合は、所属機関教員に速やかに申し出ること。

【感染者発生時実習中止基準】

実習中止については、下記の医学科実習レベルの感染者発生時実習中止・レベル変更の基準に従い、実習場所の関連部署へ通知する。

- ① 実習立入区域の患者、当院職員、本学学生、学外からの実習生等に偶発的に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、感染学生の状況を実習責任者が速やかに感染制御部に報告し、指示に従う。
 - ② 実習生が濃厚接触者とされた場合
当該実習生は、感染者との最終接触から5日間は（PCR 検査結果が陰性と出ても）自宅待機とする。同じ班の他の実習生については、感染制御部の指示に従う。
- ※ 神戸大学医学部医学科の臨床実習レベルは「神戸大学医学研究科・医学部ホームページ」(<https://www.med.kobe-u.ac.jp/>)を確認すること。

レベルA：病院内に立入可能、患者接触は制限付きで可能

以下の 1.～9. の条件を遵守した上で実施すること

1. 日常生活で常に感染防御に努めること。
2. 毎朝必ず、健康管理票を用いて検温と自覚症状チェックを行い、発熱・体調不良・新型コロナウイルス感染初期を疑わせる症状があれば、無理をせず休み、必ず実習責任者に連絡すること。
3. 不織布マスク及びアイシールド（ゴーグルも可）は院内では必ず装着し、病室・処置室などの入退室時に加えて、WHOの勧める5つのタイミングで手指衛生を行うこと。
4. 患者との対面実習では、双方が不織布マスクを装着し、1 m以上の間隔をあけること。患者と1 m以上確保できない場合や接触が必要となる場合の接触時間は必要最小限とする。
5. 患者の検査・測定評価を行う実習については、臨床実習指導者の指示に従うこと。
6. 外来実習・外来見学は、患者さんが潜在的な新型コロナウイルス感染のリスクがあることを考慮して、必要最小限とすること。
7. 室内で実習を行う際は、必ず不織布マスクを着用して実施時間を制限し、密集にならない人数・部屋・通風換気を考慮すること。
8. 症例検討会等カンファレンスに参加させる場合は、必ずマスクを着用して開催時間を制限し、密集にならない人数・部屋・通風換気を考慮すること。
9. 新型コロナウイルス感染の疑いのある患者の対応にはあたらせないこと。

レベルC：病院内に立入不可、医学部構内に立入可

地域医療活性化センター、大講義室・A・B講義室等での患者非接触型実習を行う。

立入が許可されない区域：

病院敷地内（外来棟・病棟・手術室・検査室・訓練室等・病院食堂）

1. 患者非接触型対面実習で一室に許容される実習人数は部屋の面積で決定する。（「臨床実習に用いる部屋の収容人数の目安、および入室時の个人防护具について」を参照）
2. 不織布マスク着用、実習室への入・退出時は手洗いまたは手指消毒を徹底する。

レベルD：大学構内立入不可、オンライン実習のみ

原則自宅にてオンライン実習を行う

いつレベルが変化してもいいように日常生活で常に感染防御に努め、健康管理票を記録すること。